保医発０５３１第２号
平成２５年５月３１日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）については、平成25年厚生労働省告示第187号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

また、サムスカ錠15mgについては、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成22年12月10日付け保医発1210第２号）において、保険上の取扱いに係る留意事項を通知しているところですが、今回のサムスカ錠7.5mgの薬価基準の収載に伴い、併せて留意事項の記載整備を行ったので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

１　薬価基準の一部改正について

(1)　薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬７品目、注射薬16品目及び外用薬３品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2)　(1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区　分	内　用　薬	注　射　薬	外　用　薬	歯科用薬剤	計
品目数	９，６９０	４，０３７	２，５１５	２７	１６，２６９

収0607第4号
25.6.-7
北海道厚生局

２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1)　献血ヴェノグロブリンIH5％静注10g/200mL

本製剤は含有量の多い製剤であるため、多量の残液を出さないように製剤の規格を適切に選択するよう留意すること。

(2)　エンブレル皮下注50mgペン1.0mL

①　本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において「過去の治療において、非ステロイド性抗炎症剤及び他の抗リウマチ薬等による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな症状が残る場合に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

②　本製剤はエタネルセプト製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下、「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

③　本製剤は注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

(3)　サムスカ錠7.5mg

本製剤の警告において「本剤投与により、急激な水利尿から脱水症状や高ナトリウム血症を来し、意識障害に至った症例が報告されており、また、急激な血清ナトリウム濃度の上昇による橋中心髄鞘崩壊症を来すおそれがあることから、入院下で投与を開始又は再開すること。また、特に投与開始日又は再開日には血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(4)　タプロスミニ点眼液0.0015%

本製剤は、ベンザルコニウム塩化物に対し過敏症の患者又はその疑いのある患者に使用した場合に限り算定するものであること。

３　サムスカ錠15mgに係る留意事項について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成22年12月10日付け保医発1210第２号）の記２の（1）を次のように改める。

(1)　サムスカ錠15mg

本製剤の警告において「本剤投与により、急激な水利尿から脱水症状や高ナトリウム血症を来し、意識障害に至った症例が報告されており、また、急激な血清ナトリウム濃度の上昇による橋中心髄鞘崩壊症を来すおそれがあることから、入院下で投与を開始又は再開すること。また、特に投与開始日又は再開日には血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

（参考）

薬価基準告示

Ｎｏ		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価（円）
1	内用薬	アバプロ錠２００ｍｇ	イルベサルタン	２００ｍｇ１錠	195.80
2	内用薬	イルベタン錠２００ｍｇ	イルベサルタン	２００ｍｇ１錠	195.80
3	内用薬	サムスカ錠７．５ｍｇ	トルバプタン	７．５ｍｇ１錠	1,660.30
4	内用薬	デノタスチュアブル配合錠	沈降炭酸カルシウム・コレカルシフェロール・炭酸マグネシウム	１錠	20.90
5	内用薬	ミカムロ配合錠ＢＰ	テルミサルタン・アムロジピンベジル酸塩	１錠	200.80
6	内用薬	局 メトグルコ錠５００ｍｇ	メトホルミン塩酸塩	５００ｍｇ１錠	18.50
7	内用薬	モビプレップ配合内用剤	塩化ナトリウム・塩化カリウム・無水硫酸ナトリウム・マクロゴール4000・アスコルビン酸・L-アスコルビン酸ナトリウム	１袋	2,372.80
8	注射薬	イヌリード注	イヌリン	４ｇ４０ｍＬ１瓶	8,586
9	注射薬	エンブレル皮下注５０ｍｇペン１．０ｍＬ	エタネルセプト（遺伝子組換え）	５０ｍｇ１ｍＬ１キット	30,384
10	注射薬	献血ヴェノグロブリンＩＨ５％静注１０ｇ／２００ｍＬ	人免疫グロブリンG	１０ｇ２００ｍＬ１瓶	91,240
11	注射薬	フィルグラスチムＢＳ注７５μｇシリンジ「ＮＫ」	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	７５μｇ０．３ｍＬ１筒	6,882
12	注射薬	フィルグラスチムＢＳ注１５０μｇシリンジ「ＮＫ」	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	１５０μｇ０．６ｍＬ１筒	10,871
13	注射薬	フィルグラスチムＢＳ注３００μｇシリンジ「ＮＫ」	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	３００μｇ０．７ｍＬ１筒	17,179

（ 参 考 ）

薬価基準告示

Ｎｏ		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価（円）
14	注射薬	フィルグラスチムＢＳ注７５μｇシリンジ「Ｆ」	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	７５μｇ０．３ｍＬ１筒	6,882
15	注射薬	フィルグラスチムＢＳ注１５０μｇシリンジ「Ｆ」	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	１５０μｇ０．６ｍＬ１筒	10,871
16	注射薬	フィルグラスチムＢＳ注３００μｇシリンジ「Ｆ」	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	３００μｇ０．７ｍＬ１筒	17,179
17	注射薬	フィルグラスチムＢＳ注７５μｇシリンジ「テバ」	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	７５μｇ０．３ｍＬ１筒	6,882
18	注射薬	フィルグラスチムＢＳ注１５０μｇシリンジ「テバ」	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	１５０μｇ０．６ｍＬ１筒	10,871
19	注射薬	フィルグラスチムＢＳ注３００μｇシリンジ「テバ」	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	３００μｇ０．７ｍＬ１筒	17,179
20	注射薬	フィルグラスチムＢＳ注７５μｇシリンジ「モチダ」	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	７５μｇ０．３ｍＬ１筒	6,882
21	注射薬	フィルグラスチムＢＳ注１５０μｇシリンジ「モチダ」	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	１５０μｇ０．６ｍＬ１筒	10,871
22	注射薬	フィルグラスチムＢＳ注３００μｇシリンジ「モチダ」	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	３００μｇ０．７ｍＬ１筒	17,179
23	注射薬	ユナシン－Ｓ静注用３ｇ	スルバクタムナトリウム・アンピシリンナトリウム	（３ｇ）１瓶	1,251
24	外用薬	タプロスミニ点眼液０．００１５％	タフルプロスト	０．００１５％０．３ｍＬ１個	96.90
25	外用薬	ペンタサ坐剤１ｇ	メサラジン	１ｇ１個	347.80
26	外用薬	ルリコン軟膏１％	ルリコナゾール	１％１ｇ	53.40

（参考：新旧対照表）

◎　「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正に伴う留意事項について」(平成22年12月10日付け保医発1210第２号)の記の２の(１)

改　正　後	現　　行
２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (1)　サムスカ錠15mg 　本製剤の警告において「本剤投与により、急激な水利尿から脱水症状や高ナトリウム血症を来し、意識障害に至った症例が報告されており、また、急激な血清ナトリウム濃度の上昇による橋中心髄鞘崩壊症を来すおそれがあることから、入院下で投与を開始又は再開すること。また、特に投与開始日又は再開日には血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。	２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (1)　サムスカ錠15mg 　本製剤の警告において「本剤投与時は、急激な血清ナトリウム濃度の上昇により橋中心髄鞘崩壊症を来すおそれがあること及び急激な利尿により脱水症状があらわれるおそれがあることから、入院下で投与を開始又は再開すること。また、特に投与開始日又は再開日には血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。